

重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号8条および奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問看護を提供する事業者の概要

事業者名称	株式会社 SCLife
主たる事業所の所在地	奈良県奈良市山陵町79-1
代表者名	代表取締役 堀井 菜美
電話番号	0742-81-8165

2. 訪問看護サービスを提供する事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションこもれび
所在地	奈良県奈良市山陵町79-1
開設年月日	令和7年8月1日
介護保険事業所番号	2960199459
管理者の氏名	石野 君子
電話番号	0742-81-8165
FAX番号	0742-95-7378

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	1) サービスの提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力

	に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。 2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 3) 事業の実施にあたっては。居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 4) 必要な時に必要な訪問看護サービスが提供できるように事業実施体制の整備に努める。
--	---

4. 事業所の職員体制（2025 年 11 月 1 日現在）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	合計
管理者	職員管理業務、サービス利用の受付等	1 名		1 名
看護師	訪問看護計画・報告の作成 訪問看護サービスの提供	3 名	1 名	4 名
理学療法士		0 名	0 名	0 名
作業療法士		0 名	0 名	0 名
言語聴覚士		0 名	0 名	0 名

5. 営業日および営業時間

営業日・営業時間	月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時 土曜日 午前 9 時から午後 1 時
休業日	日曜日、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日

6. 通常のサービス実施地域

奈良市の一部、大和郡山市の一部、生駒市の一部、木津川市の一部、精華町の一部
（但し、事業所より 10 km まで）

7. 提供するサービスの内容

- ① 医師の指示による医療処置
 - ・主治医の指示に基づく医療処置
- ② 病状の観察
 - ・病気や障害の状態を観察・相談・助言
 - ・体温、血圧、脈拍、呼吸のチェック など
- ③ 医療機器の操作援助・管理
 - ・在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、ストーマ等の管理
 - ・機器の管理に関する相談・助言
- ④ 服薬管理
 - ・服薬についての指導・相談
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
 - ・褥瘡部の処置
 - ・体位変換や福祉用具の使用についての相談・指導
- ⑥ 日常生活の援助
 - ・清潔の援助（入浴の介助、洗髪、清拭など）
 - ・排泄の援助
- ⑦ 精神的・心理的な援助
- ⑧ 認知症の対応
- ⑨ リハビリテーション
 - ・運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーション
（理学療法士等のリハビリスタッフによるリハビリテーションは看護業務の一環として行っており、理学療法士等のリハビリスタッフは看護職員の代わりに訪問いたします。利用者様の状態について適切に評価するため、看護職員が定期的に訪問します。）
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ 生活指導（相談・援助）
- ⑫ 家族指導（相談・援助）

8. 利用料およびその他の費用について

- (1) 利用料の額は介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
なお、医療保険の場合は、診療報酬の額によります。
- (2) 利用者は、別紙料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、別途必要になった費用を支払うものとします。

- (3) ご利用者様の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施前日の午後 5 時までには事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。
- 但し、ご利用者様の急な入院等やむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

ご 連 絡 の タ イ ミ ン グ	キ ャ ン セ ル 料
前日の午後 5 時まで	不要
前日の午後 5 時以降、当日訪問予定時間まで	1,000円を請求
訪問までに連絡がない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求

9. 利用料の請求およびお支払方法

請 求 方 法	毎月 15 日前後に前月分の請求書を郵送または看護師等が持参いたします。
お 支 払 方 法	・ 金融機関からの自動引き落としをさせて頂いております。 ・ 毎月 27 日に引き落としさせていただきます。(再引落はありません。引き落としができない場合は、翌月に合算して引き落としさせていただきます。) ・ 振込によるお支払いをご希望される場合は振込先をお知らせいたします。(手数料はご利用者様負担になります。請求月の月末までにお振込みください。)
領 収 書 の 発 行	入金確認後領収書を作成し、翌月の請求書と一緒に郵送させていただきます。

10. 緊急時の対応

- (1) サービスの提供を行っているときに、ご利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとしします。
- (2) 体調不良等の変化が生じた場合は、家族、居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとしします。

<連絡先>

ご家族 ①氏名

続柄

連絡先

②氏名

続柄

連絡先

主治医医療機関

医師

連絡先

かかりつけ医

医師

連絡先

11. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) ご利用者様に対する訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、ご利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、可能な範囲での訪問を行います。

13. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 従業者が得たご利用者様の個人情報についてはサービス担当者会議やサー

ビスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとします。

- (3) 従業者は、業務上知り得たご利用者様またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者様またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

14. 虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 担当者の設置
- (5) 虐待と疑われる事案が発生した場合は、委員会を開催し適切に対応する。

15. 訪問看護サービスの利用に関する事項

- (1) サービス提供を行う訪問看護師

サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

- (2) 訪問看護師の交替

訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者様から特定の訪問看護師を指名することは出来ません。

- (3) サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止

ご利用者様は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご利用者様の事情・意向等に十分配慮するものとします。

- ③ 備品の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) 訪問看護師等の禁止行為

訪問看護師等のご利用者様に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① ご利用者様もしくはそのご家族からの金銭または物品の授受
- ② ご利用者様のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒および喫煙
- ④ ご利用者様もしくはそのご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他ご利用者様もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

16. 訪問看護サービスに関する相談・要望・苦情申立

事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご利用者様相談窓口までご連絡下さい。速やかな対応いたします。また、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります

(1) 相談・苦情の受付

事業所に対する苦情やご相談は下記で受け付けます。

訪問看護ステーションこもれび	担当者 石野 君子 (平日) 9:00~17:00 TEL 0742-81-8165 FAX 0742-95-7378
----------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奈良市役所 介護福祉課	(平日) 9:00~17:00 TEL 0742-34-5422
奈良県 国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係	(平日) 9:00~17:00 TEL 0744-29-8326 フリーダイヤル 0120-21-6899

17. 第三者による評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

〒631-0803

奈良県奈良市山陵町 79-1

株式会社 SCLife

訪問看護ステーションこもれび

管理者 石野 君子

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____

続柄・本人との関係 _____

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報について、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法等に関連する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定訪問看護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報

4. 使用する期間

契約日より契約終了日まで

令和 年 月 日

株式会社 SCLife

訪問看護ステーションこもれび 殿

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 _____

連絡先 _____

家族 住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____